

令和 2 年 4 月 1 日

## 医療法人社団 永寿会 行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間
2. 内容

目標 1：計画期間内に育児休業の取得を次の水準以上にする。  
男性従業員：1 人以上取得すること  
女性従業員：取得率を 95%以上にする

### <対策>

- 令和 2 年 10 月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象の従業員を把握した場合は、制度の周知
- 平成 2 年 10 月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標 2：令和 5 年 4 月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。

### <対策>

- 令和 4 年 4 月～ 従業員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 5 年 1 月～ 制度の導入、社内広報誌などによる従業員への周知

医療法人社団 永寿会